

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No | 27 | 府省庁名 国土交通省 |
|--------------|--|------------|
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(都市計画税) | |
| 要望項目名 | 災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長 | |
| 要望内容 (概要) | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成17年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（以下、「物流総合効率化法」という。）が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者（同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。）が、倉庫用建物等の施設（特定流通業務施設に限る。）を建設又は取得した場合に、当該施設に対し固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（課税標準取得後5年分：1/2 物流施設（倉庫） 3/4 物流施設（倉庫）の附属設備）を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>税負担軽減措置により物流事業者の初期投資負担を軽減することができ、物流の総合化及び効率化や環境負荷低減に資する倉庫等の整備を推進してきたところであり2年間延長する。</p> <p>倉庫業は多額の設備投資が必要となることから、1事業者では新たに高機能な物流施設を建設するのが困難な中小事業者（倉庫業の約9割）であっても取り組めるよう、複数の事業者が既存の倉庫を一体的に活用しながら、共同化で事業を行う場合についても、流通業務の総合化及び効率化を図る総合効率化計画の認定を受けることができるものとする（物流総合効率化法の改正）。これに伴い、共同化事業に係る特定流通業務施設（新たに建設又は取得したものに限る）についても、新たに本税制の適用対象に加える（拡充）。</p> <p>また、近年のネット通販やeコマースの発展を背景とした、少量多品種出荷や一般消費者向けの配送の増加等を踏まえ荷崩の効率化に対応するため設備要件を見直す。</p> <p>更に、東日本大震災等での教訓を踏まえ、上記見直しに併せて流通業務の早期機能回復を可能とする施設の整備を推進するため、荷崩れが予想される貨物を取り扱う場合には、荷崩れ防止のための措置を講ずるものとする（物流総合効率化法の改正）。また、データ交換システム及び貨物保管場所管理システムについて、バックアップデータの当該倉庫施設外での保管体制の構築や災害時のバックアップデータによる運用に必要な非常用通信・非常用電源を機能要件に追加する。</p> | |
| 関係条文 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税法附則第15条第1項 ○ 地方税法施行令附則第11条第1項～第3項 ○ 地方税法施行規則附則第6条第1項～第8項 ○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第2条、第4条、第5条、第7条 | |
| 減収見込額 | (初年度) ▲13 (▲108) (平年度) ▲13 (▲507) (単位：百万円) | |

| | |
|---------------------|--|
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>当該事業は、近年における物資の流通をめぐる経済的・社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るために、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること（物流総合効率化法第一条）が目的である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成21年7月14日に閣議決定されている「総合物流施策大綱（2009-2013）」において、『同法に基づく、社会資本整備と連携した物流施設の整備及び当該施設を利用した物流の総合化・効率化や、「流通業務市街地の整備に関する法律」による流通業務団地等及び土地区画整理事業の活用による物流施設の配置と供給も、引き続き必要である。』とされているところ。</p> <p>また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成17年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく現行施策の確実な実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図っているところ、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においては、同戦略における7つの戦略分野の1つである「グリーン・イノベーション」に、「2020年に、温室効果ガスを1990年比で25%削減する」との目標を掲げており、環境負荷の低減（CO₂排出量の削減）を図る必要がある。</p> <p>倉庫業法・貨物利用運送事業法等の物流関連事業法の規制緩和を受けて、荷主の物流を包括的に受託し、効率的な物流を実施する3PL（サード・パーティー・ロジスティックス）事業者が徐々に増加している状況にある。</p> <p>こうした、3PL事業者が行う効率的な物流をより効果的に進めるために、重要港湾及び高速道路といった物流関連社会資本の整備と連携した物流施設の立地及び輸送・保管・荷捌き・流通加工を総合的に行う物流施設の整備の促進を図るべく、物流総合効率化法及び本税制による支援措置が必要である。</p> <p>更に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、重要な物流拠点が津波等による電源喪失によりデータ交換システム及び貨物保管場所管理システムが損なわれ、保管貨物を出庫できない状況となったことから、長期にわたり物流網の寸断が生じ国民生活や地域経済に支障が生じた経験を踏まえ、流通業務の早期の機能回復を可能とする流通業務施設の整備を促進する（物流総合効率化法の目的規程に追加予定）。</p> |
| 本要望に 対応する 縮減案 | |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>本税負担軽減措置の目的は、物流総合効率化法による流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって、我が国産業の国際競争力を強化するとともに物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることである。</p> <p>国際競争力の強化は、我が国における成長戦略における必要不可欠な柱であり、また、国際競争力の強化を図りつつ、地球温暖化対策に取り組んでいくことは、物流総合効率化法を活用し、流通業務の総合化及び効率化を図るという政策には今日的な合理性が認められる。</p> <p>なお、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」においても同戦略における 7 つの戦略分野の 1 つである「グリーン・イノベーション」には、「2020 年に、温室効果ガスを 1990 年比で 25% 削減するとの目標を掲げ、あらゆる政策を総動員した「チャレンジ 25」の取組を推進する。」とされており、地球温暖化対策の更なる推進という政府としての方針に変更はない。</p> <p>政策目標 6 國際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> |
| 合理性 | 政策の達成目標 | ○「物流総合効率化法（平成 17 年施行）」による物流効率化をさらに促進させ、環境負荷低減等の課題に対応した物流施設に対する投資を促進し、平成 32(2020) 年度末までに CO2 排出量を 68 万トン削減する。(営業用倉庫については 29 万トン(1990 年排出量 115 万トンに対して 25%相当)を削減。) |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 2 年間 |
| | 同上の期間中の達成目標 | ○環境負荷低減等の課題に対応した物流施設に対する投資を促進し、延長後の期限である平成 26(2014) 年度末までの 2 年間に、CO2 排出量を 13 万トン削減する。(営業倉庫については 4.4 万トン削減) |
| | 政策目標の達成状況 | 平成 17 年 10 月 1 日の「物流総合効率化法」施行後、平成 24 年 3 月末現在で 168 件の総合効率化計画認定があり、1 件あたりの CO2 排出削減量は 93,343 トン、削減率は 27.9% となっている。(営業倉庫の 1 件当たりの CO2 排出削減量は 89,095 トン、削減率は 28.1%)。 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 税制特例適用見込み 倉庫建物等 57 件 505 百万円 附属設備 551 件 14 百万円 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 当該特例が措置されることにより、中小零細企業が多く多額の設備投資を要する倉庫業者の初期投資の負担軽減が図られ、更に経常収支率が 0.5% (全産業では 4.1%) と低い倉庫業の設備投資のための資金が確保される。 更に、物流総合効率化法による特定流通業務施設が建設され、物流の効率化・環境負荷低減が図られる。 |
| 相対性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | ○国税 環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る割増償却制度 |

| | |
|---------------------|--|
| 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 該当なし |
| 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 該当なし |
| 要望の措置の妥当性 | <p>法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす物流事業者は等しく税負担軽減措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い。また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで長期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない。したがって、税負担軽減措置は、物流事業者による流通業務施設の計画的な整備を促進することになる。</p> <p>よって、税負担軽減措置は補助金等と比して妥当性が高い。</p> |

| 税負担軽減措置等の適用実績 | 過去の適用実績は以下のとおりである。 | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| | 年度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 計 | |
| | 件数 | 倉庫建物等 | 12 | 29 | 51 | 70 | 89 | 85 | 73 | 409 |
| | | 付属設備 | 40 | 82 | 156 | 258 | 329 | 535 | 507 | 1,907 |
| 減税額(百万円) | 86 | 295 | 554 | 710 | 912 | 893 | 704 | | 4,158 | |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | <p>物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額な資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、税負担軽減措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。</p> <p>具体的には、新設された倉庫の1棟当たりの平均面積・容積を比較すると、普通倉庫で全体では、5,873 m²なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では、14,156 m²、同様に、冷蔵倉庫では、15,205 m²なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では、23,823 m²であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設におけるCO₂削減率は1件当たり28%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。</p> | | | | | | | | | |
| 前回要望時の達成目標 | 環境負荷低減等の課題に対応した物流施設に対する投資を促進し、平成24年度末までにCO ₂ 排出量を20万トン削減する（営業倉庫については12万トン（1990年比11%相当）を削減）と目標を定めていた。 | | | | | | | | | |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | <p>平成23年度末における総合効率化計画の認定件数は168件でCO₂削減量は93,343トンであり、平成24年度末まであと約11万トン削減する必要がある。（そのうち営業倉庫（160件）のCO₂削減量89,095トンであり、平成24年度末までにあと約3万トンを削減する必要がある。）</p> <p>平成21年のリーマンショック、昨年の震災等による経済情勢の悪化により、物流総合効率化法による認定件数が伸び悩んでいるところであるが、今後も課税標準の特例措置の適用を受けられることとし、政策目的のより確実な実現を図ることとする。</p> | | | | | | | | | |
| これまでの要望経緯 | 平成8年度 | 創設 | | | | | | | | |
| | 平成10・12年度 | 延長 | | | | | | | | |
| | 平成14年度 | 臨港地区の倉庫等でデータ交換システム等を備えていない倉庫等を対象から除外 | | | | | | | | |
| | 平成16年度 | 保税蔵置場・港湾上屋の課税標準を5/6に引下げ | | | | | | | | |
| | 平成17年度 | 対象施設の要件の見直し・保税蔵置場を対象から除外 | | | | | | | | |
| | 平成19年度 | 港湾上屋については一般港湾運送事業者が取得したものに限定 | | | | | | | | |
| | 平成21年度 | 立地要件に鉄道貨物駅周辺を追加・港湾上屋の課税標準を7/8に引下げ | | | | | | | | |
| | 平成23年度 | 立地要件の見直し・鉄道駅周辺を対象から除外 | | | | | | | | |
| | | 対象施設の見直し・物流施設（港湾上屋）を対象から除外 | | | | | | | | |